

千歳市景観計画（素案）について

景観審議会について

景観審議会とは

景観に関する各種事項を調査審議するために、「千歳市景観条例」に基づき設置する附属機関

景観に関する各種事項とは

【条例の規定によりその権限に属せられた事項】

- 景観計画の策定、変更に関すること（条例第5条第3項、第4項）
- 計画提案を踏まえた景観計画の策定、変更に関すること（条例第6条）
- 勧告に関すること（条例第10条）
- 変更命令に関すること（条例第13条）
- 景観重要建造物及び景観重要樹木に関すること（条例第14条）

【その他景観づくりに関する重要事項】

- 景観形成基準の適否に関することなど

景観について

1. 景観に関する基本情報について

(1) 景観

一般的に“風景、景色、眺め”と同様の言葉として使われている、人々が目にするこのできる空間や、眺めることのできる空間の「見え方」に対する言葉です。

私たちが生活している環境は、「見る」ことによって評価される傾向が強く、「見える環境」の良さが、生活空間の快適さにつながっていると考えられています。

その「見える環境」について言い換えた言葉を「景観」と言います。



出典：千歳市観光サイト ちとせの観光

1. 景観に関する基本情報について

(2) 景観法

- 景観に関する総合的な法律です。
- これまでの景観づくりの取組を踏まえ、まちの良好な景観づくりに関する基本理念や、行政・事業者・住民の役割を明らかにしています。
- 自主条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みを用意することを主目的として制定されました。
- 景観づくりは、景観法だけでなく、「景観」を取り巻くさまざまな分野の法律が関わっています。
- 景観法は、地域ごとに景観を考え、総合的な景観づくりの取組を行うことにより、単に「眺め」をよくするだけでなく、それらを通じた地域の活性化を図ったものです。
- 景観法では、地域の特色を生かした景観づくりを進めるため、「景観行政団体」や「景観計画」などの仕組みが定められています。

1. 景観に関する基本情報について

(3) 景観行政団体

- ・ 景観行政を担う主体であり、政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となっています。その他の市町村は都道府県知事と協議し、同意を得ることにより景観行政団体になることができます。
- ・ この制度により、市町村が景観行政の中心的役割を担うことができ、地域の特色に応じたきめ細やかな景観誘導ができるようになりました。

本市は、令和3年5月1日付けで「景観行政団体」になりました。

<景観行政団体になるとできること・・・>

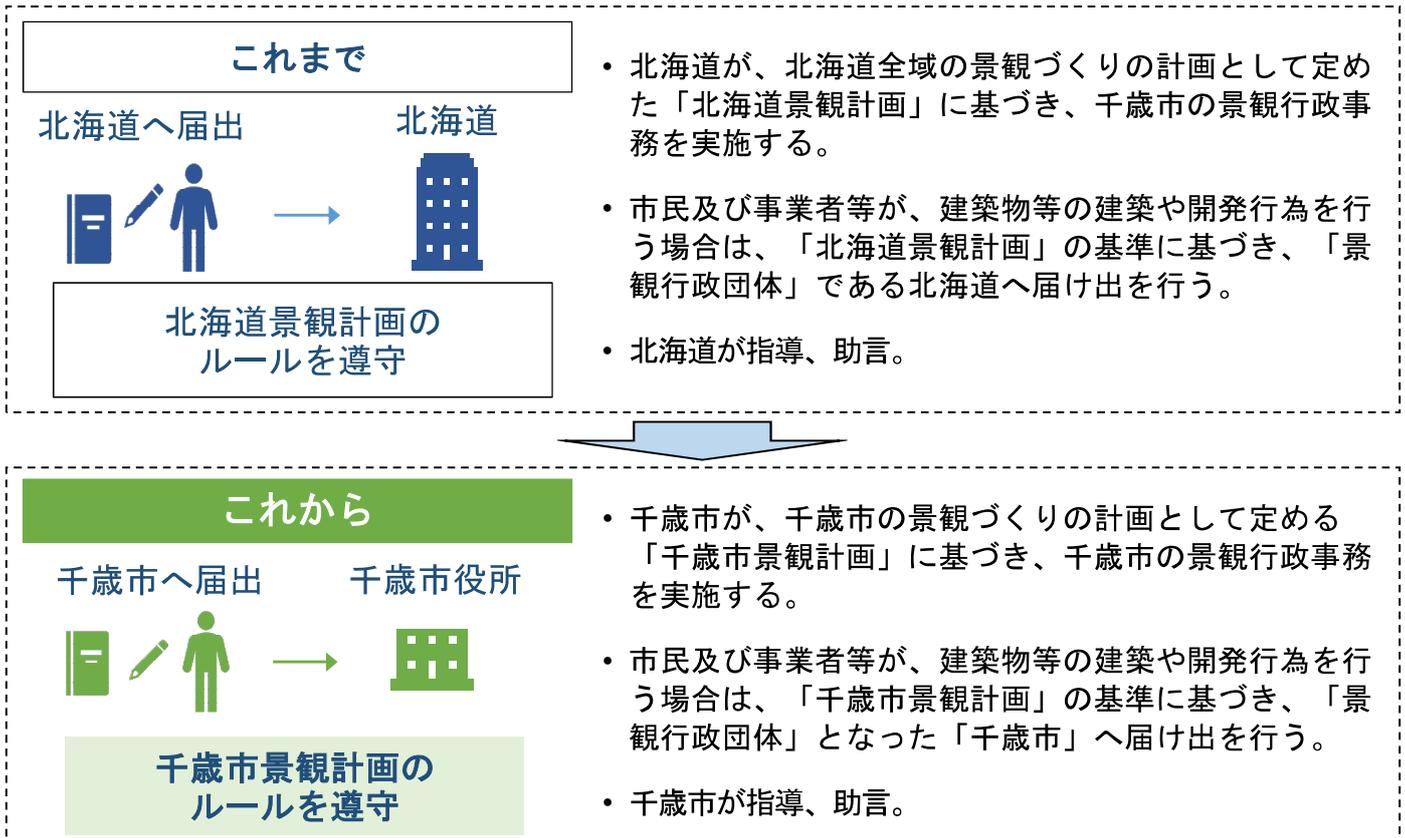
- ・ 「景観計画」を策定することができます。

(4) 景観計画

- ・ 景観法に基づく良好な景観づくりに関する計画です。
- ・ 「景観計画」では、景観計画の区域、良好な景観づくりに関する方針、良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項、その他が定められます。

1. 景観に関する基本情報について

(5) 景観行政



1. 景観に関する基本情報について

(6) 景観条例

景観条例

- ・ 景観を保全・形成し、その景観と調和した環境を確保・整備するために各地方自治体が定める条例です。
- ・ 景観法が施行される前から、先進的な地方公共団体により景観条例が定められてきましたが、根拠となる法律がなかったため、強制力に限界がありました。

景観法の成立（平成16年）

景観法に基づいた景観条例へ

- ・ 景観法に基づく「景観条例」を定めることができるようになり、「景観計画」に定める建築物等の建築、開発行為等の届出が景観法の法定事項となりました。

1. 景観に関する基本情報について

(7) 千歳市の景観づくりの取組①

・ ジュニア景観士講座

タウンウォッチングやまちづくりワークショップへの参加を通じて、子どもたちに都市景観の大切さやまちづくりに参加する意義を理解してもらい、景観づくりに対する意識の高揚と公共心の育成を図ることにより、市民協働による千歳らしい都市景観の実現を目指すことを目的に実施した取組です。



・ 景観士講座

景観講座やワークショップへの参加を通じて、市民の景観づくりに対する意識向上を図り、景観づくり一層の推進を図ることを目的に実施した取組です。



・ 景観アドバイザー派遣制度

商店街、各種団体、地域コミュニティなどへの都市計画・景観などに関する専門家を派遣し、地域に対するアドバイスなどを行う取組です。



・ 都市景観出前講座

市職員が都市景観づくりに関する出張講座を行う取組です。

1. 景観に関する基本情報について

(7) 千歳市の景観づくりの取組②

・ 中心市街地環境整備・来街者推進事業

プランターや、フラワーバスケットの設置を行っています。

・ 違法広告物合同除去作業

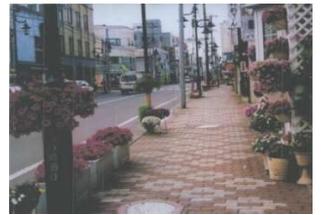
無秩序な屋外広告物をなくし、快適な沿道空間づくりや美観保持を目的とした取組です。

・ 千歳ウェルカム花ロード

植花活動を行い、来訪する方々への北海道の印象を美しく彩り豊かなものにし、活動を通して地域の子どもたちの「おもてなしの心」を育むとともに、郷土への愛着心や環境への関心を高めることを目的とした取組です。

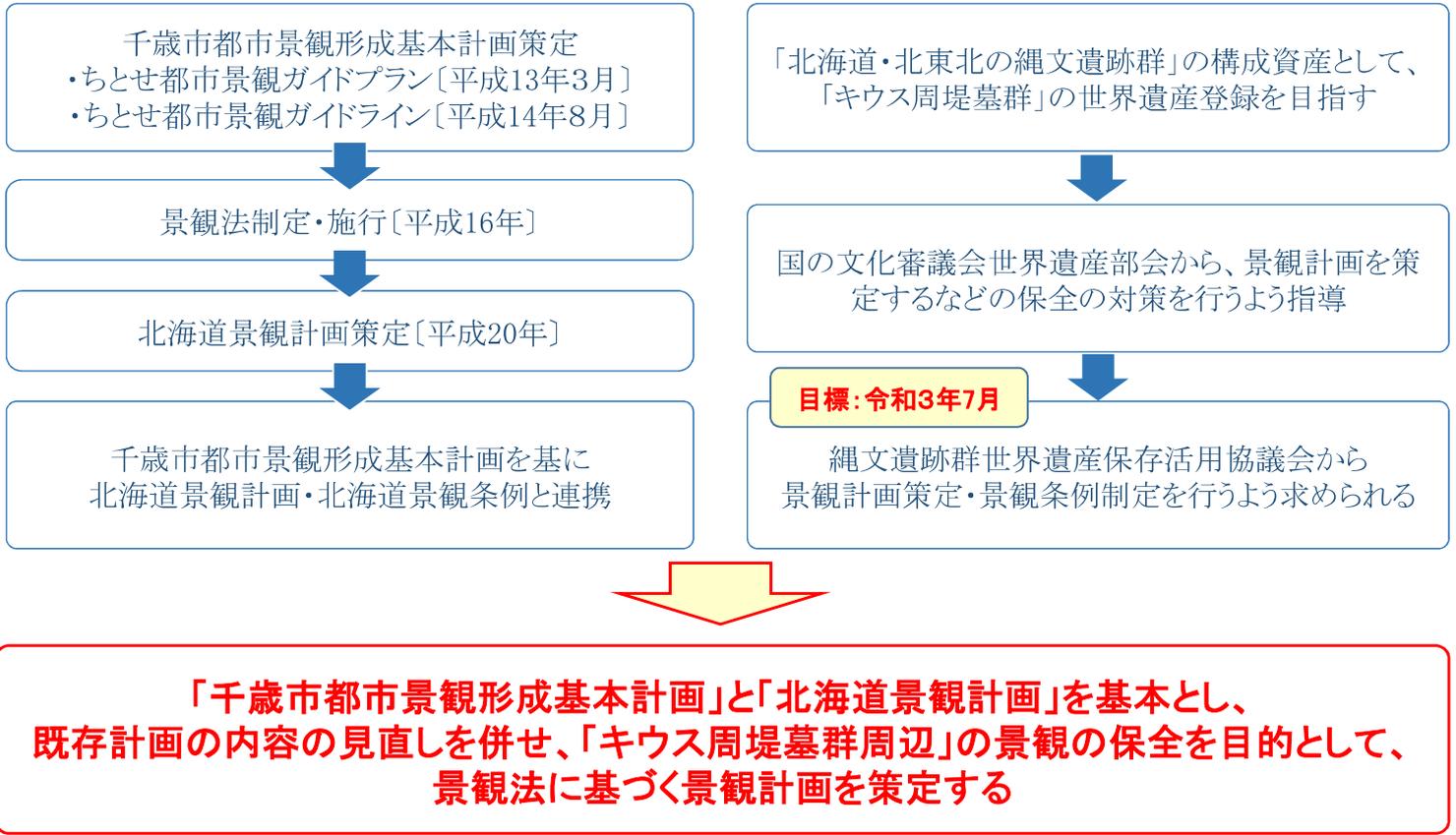
・ 千歳川桜プロジェクト事業

千歳川周辺の水辺環境を良好にし、賑わい、憩いの空間として、多くの方に親しまれる空間の創出を目的とした取組です。

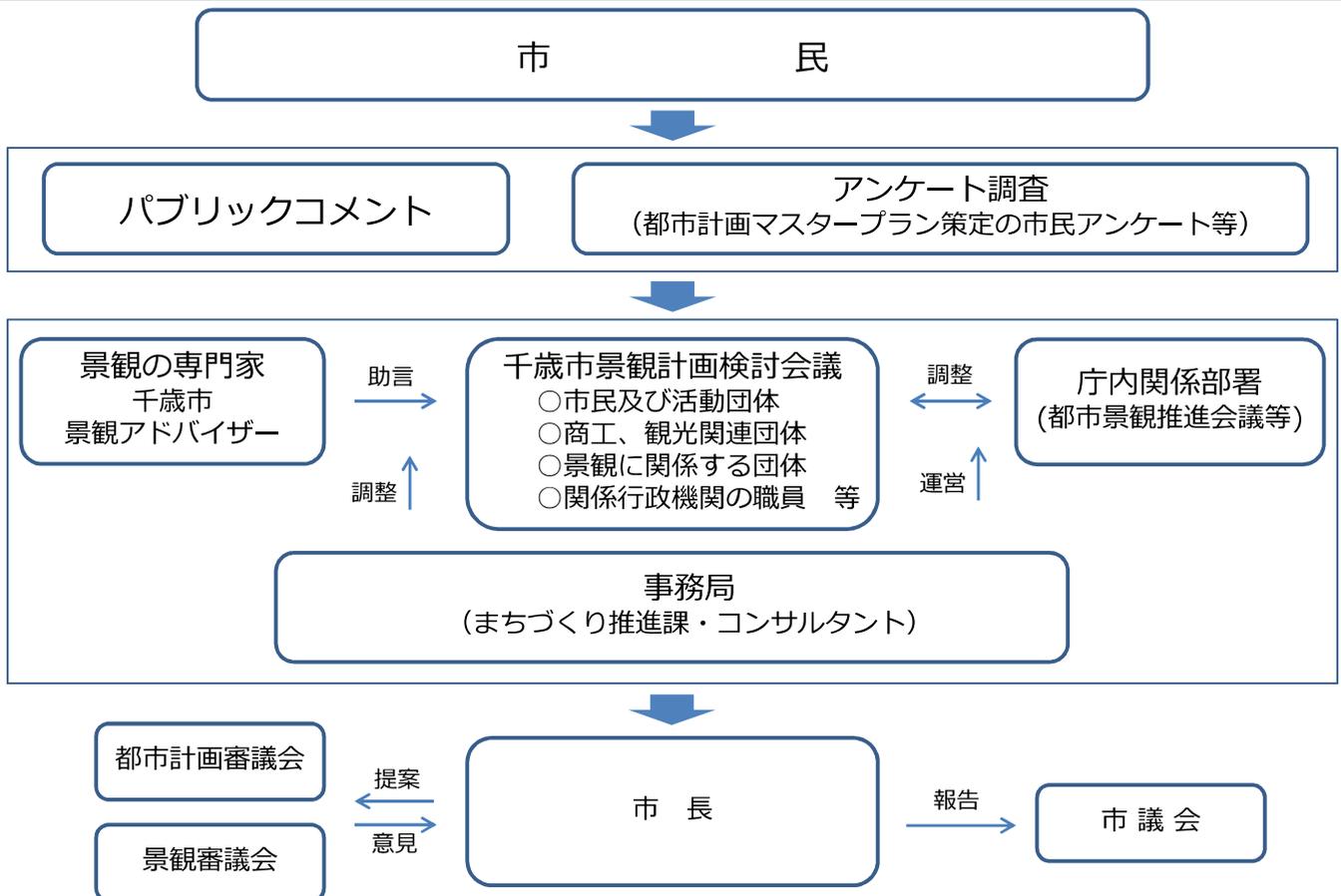


景観計画策定の概要

1. これまでの経緯



2. 策定体制



3. 今後のスケジュール（予定）

令和3年度	6月 千歳市景観審議会（千歳市景観計画（素案）の意見聴取）
	千歳市景観計画（素案）のパブリックコメント（結果公表）
	千歳市景観計画（案）の作成
	議会報告（千歳市景観計画（案））
	7月 千歳市景観計画策定・運用開始

景観計画（素案）の内容

景観計画（素案）の構成

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置付け
3. 景観の定義

第2章 千歳市の景観特性

1. 千歳市の概要
2. 千歳市の景観特性
3. 千歳市の景観づくりに
必要とされる事項

第3章 景観づくりの基本理念・基本方針

1. 基本理念
2. 基本方針

第4章 景観計画区域

第5章 景観づくりのルール

1. 景観エリアごとの景観づくりの考え方
2. 区域ごとの景観づくりの基準

第6章 景観づくりに関わる資源の

指定方針や整備に関する事項

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第7章 景観づくりの推進方策

1. 千歳市の景観づくりを支える推進方策
2. 計画の見直し

資料編

1. 千歳市景観計画検討会議
2. 千歳市景観計画検討会議設置要綱
3. 千歳市景観計画検討会議委員名簿

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市では、千歳市都市景観形成基本計画として、平成13年に「ちとせ都市景観ガイドプラン」、平成14年に「ちとせ都市景観ガイドライン」を策定し、主に都市景観について、良好な景観づくりに取り組んできました。

一方、国では、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、良好な景観づくりを国政上の重要な課題として位置付けるとともに、平成16年には「景観法」を制定し、地域の特性を活かした良好な景観づくりを積極的に推進していく環境を整えました。

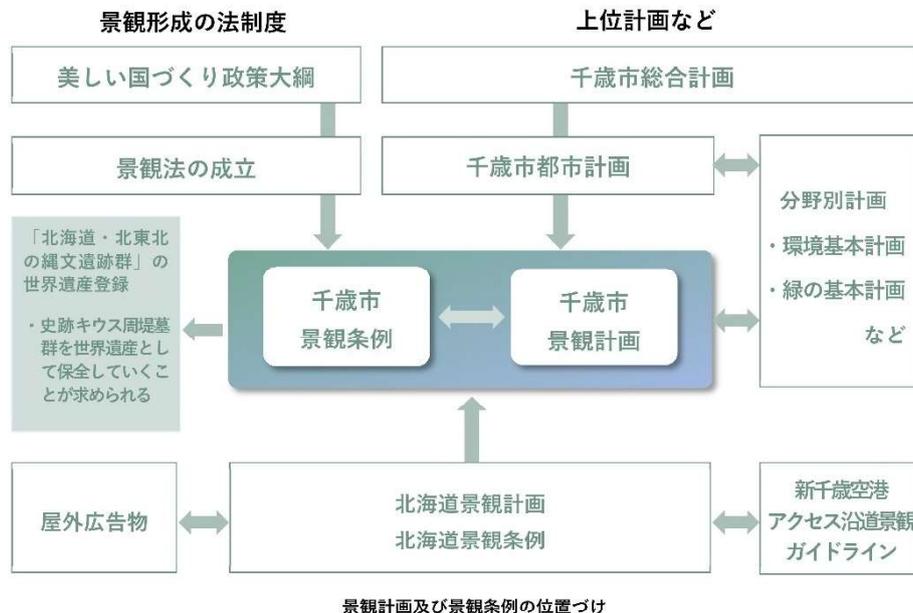
近年、史跡キウス周堤墓群を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を目指す動きが活発化しており、同遺跡を含む周辺の景観形成の必要性が高まっています。さらに、今もなお発展し続ける千歳市は、人口増加や中心市街地の活性化の動きなど、取り巻く社会環境が変化しており、これまで取り組みを行ってきた都市景観や新千歳空港周辺の沿道景観づくりに加えて、千歳市の歴史文化、自然環境などまち全体の景観づくりを推進する必要性が高まっています。

こうした景観をめぐる社会情勢の変化や市民ニーズに対応するため、景観づくりの方向性を示し、市民及び事業者と市が一体となった良好な景観づくりを推進することで、愛着と誇りの持てる魅力あるまちの形成に資することを目的とし、「千歳市景観計画」を策定することとしました。

第1章 計画策定の趣旨

2 計画の位置付け

千歳市景観計画は、景観法に基づく景観計画となります。
 策定にあたっては、「千歳市総合計画」や「千歳市都市計画マスタープラン」などの上位計画・関連計画などと連携します。

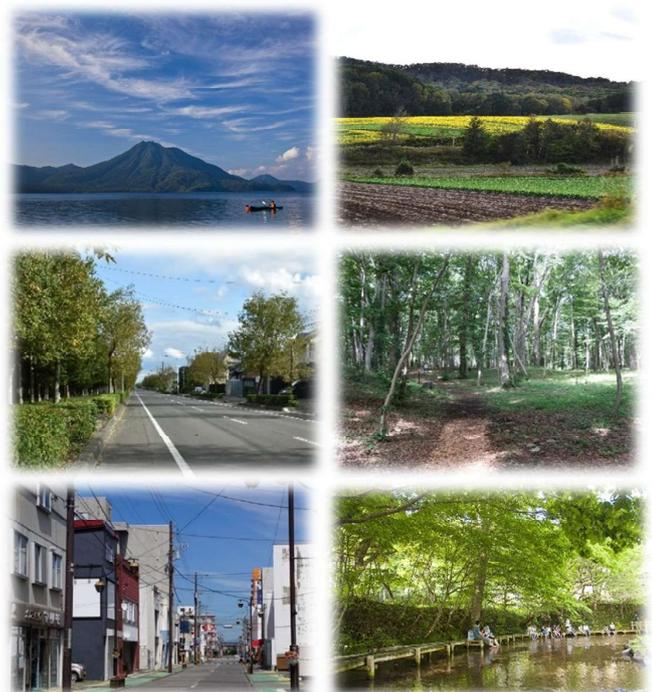


第2章 千歳市の景観特性

2 千歳市の景観特性

千歳市の景観特性を「自然・地形」、「田園」、「歴史・文化」、「都市構造・都市形成」、「市民の愛着」の5つの視点から整理します。

- (1) 自然・地形における景観特性
- (2) 田園における景観特性
- (3) 歴史・文化における景観特性
- (4) 都市構造・都市形成における景観特性
- (5) 市民の愛着における景観特性



第2章 千歳市の景観特性

3 千歳市の景観づくりに必要とされる事項

千歳市の景観特性を踏まえ、これからの千歳市の景観づくりに必要とされる事項を以下のとおりとしています。

- (1) 都市イメージ・都市ブランドに寄与する景観づくり
- (2) 北海道の空の玄関口としてのおもてなしの景観づくり
- (3) 史跡キウス周堤墓群周辺などの保全につながる景観づくり
- (4) 豊かな自然を身近に感じられる景観づくり
- (5) 中心市街地の賑わいにつながる景観づくり
- (6) 市民の愛着と誇りをはぐくむ景観づくり

第3章 景観づくりの基本理念・基本方針

1 基本理念

千歳市が持っている特性を生かし、市民、事業者、市がみんなの力で、より美しく快適なまちなみをつくりあげていくための基本理念を定めます。

- 大地の持つ美しい自然、風土、歴史を生かしまもる
- 千歳市の持つ特性、魅力を生かし、千歳らしさを創出する
- 千歳市の美しい景観をまもり、育て、つくり、引き継ぐ

第3章 景観づくりの基本理念・基本方針

2 基本方針

千歳市の景観づくりの基本理念と景観特性から、景観づくりの基本方針を以下の通りに定めます。

この方針は、市民、事業者、市が協働で景観づくりを行っていくためのものとしします。

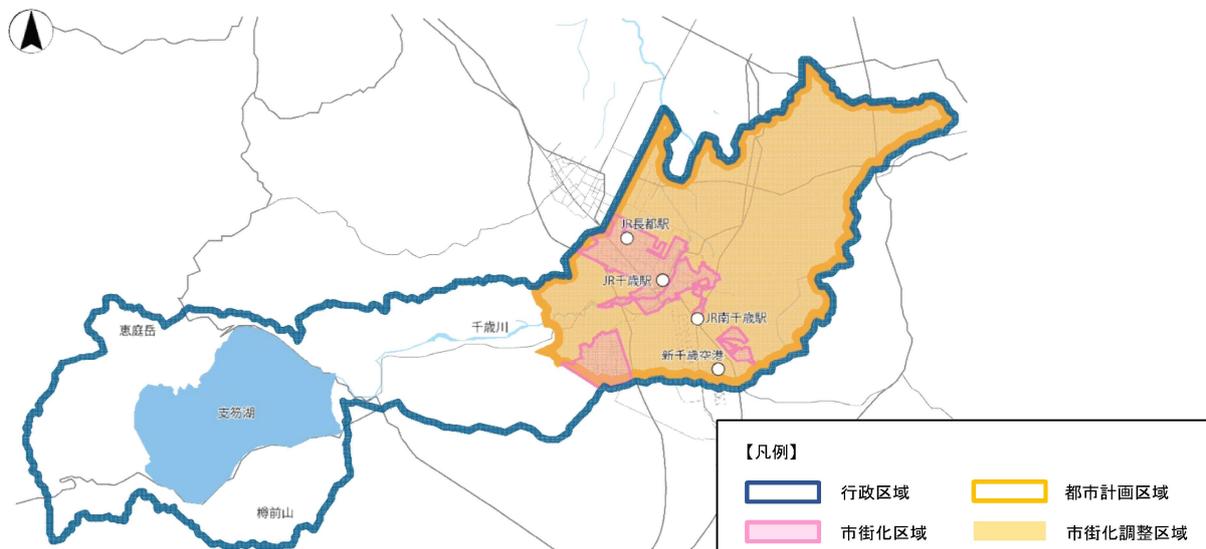
- (1) 豊かな自然景観・広がりのある田園景観を大切にした景観づくり
- (2) 史跡キウス周堤墓群などの保全につながる景観づくり
- (3) 世界につながる空のまち・国際都市にふさわしい景観づくり
- (4) 賑わいと交流を生む景観づくり
- (5) 質の高い暮らしを感じる都市の景観づくり
- (6) 愛着と誇りを育む協働による景観づくり

第4章 景観計画区域

■ 景観計画区域

千歳市には、市街化区域のほか市街化調整区域などにも自然景観や田園景観、キウス周堤墓群など重要な景観資源が存在します。

基本理念に基づいた千歳市の景観づくりを進めるためには、千歳市全域を対象にすることが必要です。そこで、景観計画が適用される範囲「景観計画区域」=千歳市全域として定めます。



第5章 景観づくりのルール

1 景観エリアごとの景観づくりの考え方

景観エリアごとの景観づくりの考え方を以下のとおり区分し、記載しています。

エリア・軸		エリアの特徴
5つの景観エリア	自然景観エリア	樽前山や支笏湖などの国立公園や国有林のみどり豊かなエリア
	田園景観エリア	千歳市の東部に広がる農業地域の景観エリア
	新千歳空港周辺エリア	北海道の空の玄関口である新千歳空港周辺のエリア
	市街地エリア	国道36号、国道337号、中央大通などの幹線道路を軸に形成されている市街地や住宅地、計画的に配置されている工業団地などを含めたエリア
	史跡景観エリア	史跡キウス周堤墓群周辺及び史跡ウサクマイ遺跡群周辺を含めたエリア
2つの景観軸	沿道景観軸	札幌から千歳市を經由し苫小牧方面に続く国道36号、千歳市の中心を通る中央大通、千歳市を起点に長沼町、南幌町、江別市などを經由し、小樽市へ続く国道337号千歳市から支笏湖方面を經由し、苫小牧市に続く道々支笏湖公園線の沿道
	水とみどりの景観軸	市域の西部、支笏湖から東に流れる千歳川やその支流のママチ川の沿線

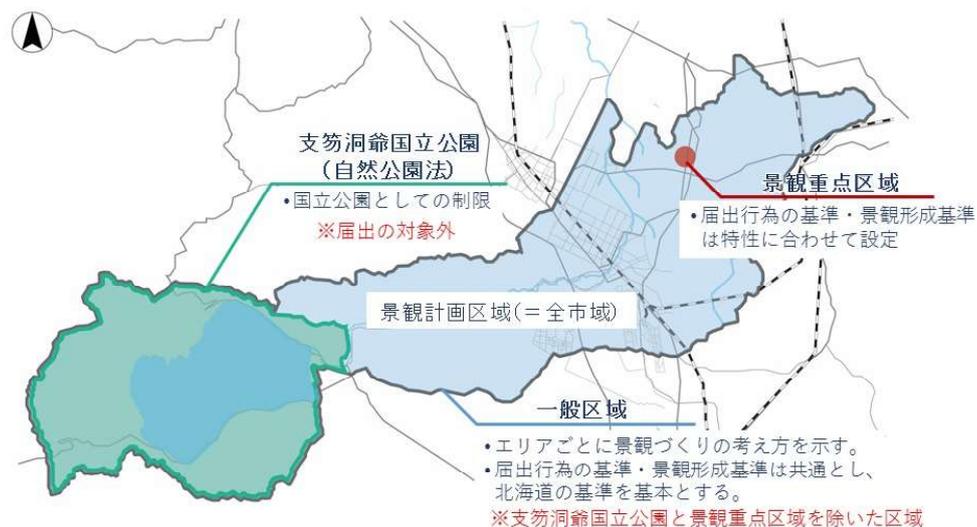
第5章 景観づくりのルール

2 区域ごとの景観づくりの基準

景観計画区域の区分について記載しています。

【景観計画区域の区分】

景観計画区域のうち、千歳市の景観づくりで特に重要なエリアを「景観重点区域」として定め、その他の区域を「一般区域」とし、それぞれ景観法に基づく「届出対象行為」と「景観形成基準」を設定します。

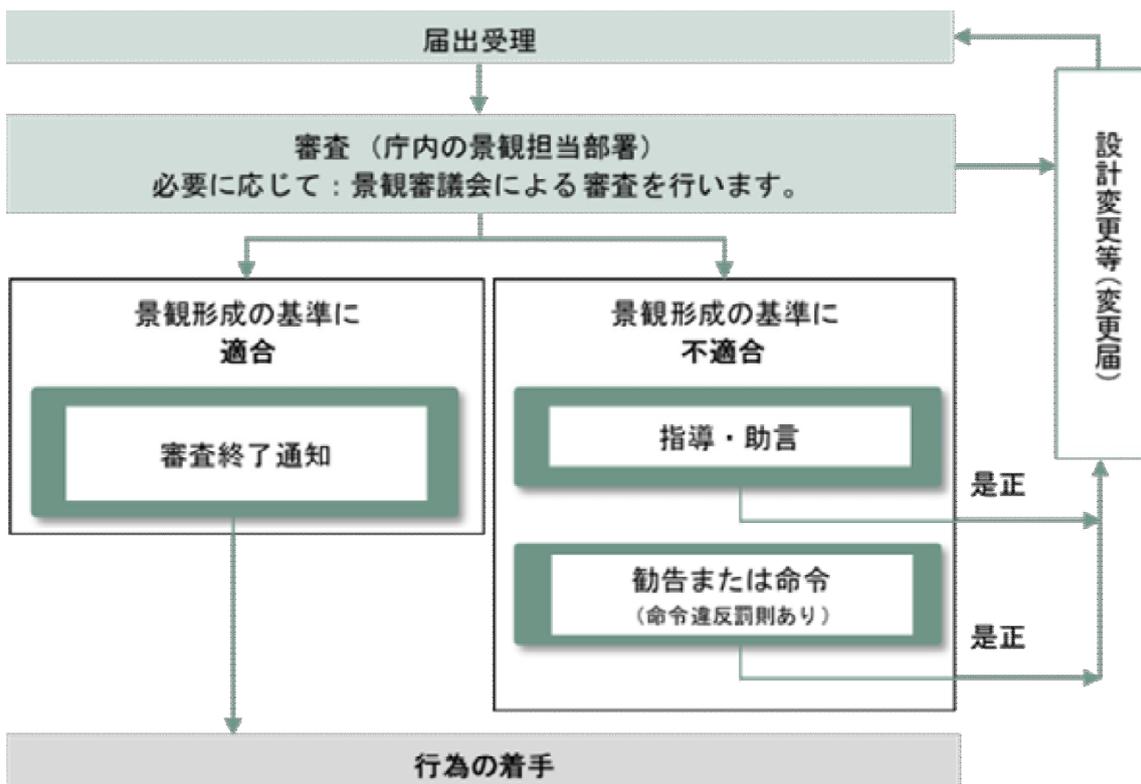


● 景観重点区域

世界遺産登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の1つである「史跡キウス周堤墓群」及び資産を保全するための緩衝地帯（約33.8ha）については、資産の文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく必要があることから、「景観重点区域」とします。



(2) 一般区域 / 1) 届出フロー



第5章 景観づくりのルール / 2 区域ごとの景観づくりの基準

(2) 一般区域 / 2) 届出対象行為

以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前の届出の対象として定めています。

■建築物

届出対象行為	規模
(1)新築又は移転	高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域においては、高さ20メートル又は延べ面積3,000平方メートル）
(2)増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が前号に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル
(3)外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）	当該立面の鉛直投影面積の2分の1

第5章 景観づくりのルール / 2 区域ごとの景観づくりの基準

(2) 一般区域 / 2) 届出対象行為

以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前の届出の対象として定めています。

■工作物

届出対象行為					
(1)次に掲げる工作物の新築又は移転	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ同表の右欄に定めるとおり				
ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供するもの（次号において「特定公共施設等供用工作物」という。）を除く。）	<table border="1"> <tr> <td>アに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル</td> </tr> <tr> <td>イからエに掲げる工作物</td> <td>高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル）</td> </tr> </table>	アに掲げる工作物	高さ5メートル	イからエに掲げる工作物	高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル）
アに掲げる工作物	高さ5メートル				
イからエに掲げる工作物	高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル）				
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。）					
ウ 風力発電設備					
エ 煙突その他これらに類する工作物					

第5章 景観づくりのルール / 2 区域ごとの景観づくりの基準

(2) 一般区域 / 2) 届出対象行為

以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前の届出の対象として定めています。

■工作物

届出対象行為	
(1)次に掲げる工作物の新築又は移転	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ同表の右欄に定めるとおり
エ 煙突その他これらに類する工作物	オに掲げる工作物 高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル）
オ 物見塔その他これらに類する工作物	
カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物	
キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設	
ク 自動車用車庫の用に供する立体的な施設	
ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	カからサに掲げる工作物 高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル
コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設	シに掲げる工作物 高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル
サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物	
シ 太陽電池発電設備	

第5章 景観づくりのルール / 2 区域ごとの景観づくりの基準

(2) 一般区域 / 2) 届出対象行為

以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前の届出の対象として定めています。

■工作物

届出対象行為	景観形成基準
(2)増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が前号に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が前号に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル
(3)修繕等	当該立面の鉛直投影面積の2分の1

■開発行為

届出対象行為	規模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	当該行為に係る土地面積10,000平方メートル、当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さ5メートル

(2) 一般区域 / 3) 景観形成基準

【景観づくりの考え方】

- 各景観エリア、景観軸との調和を図ります。
- 適切な位置・配置・規模・形態意匠を誘導し、まちにイメージの維持向上を図ります。

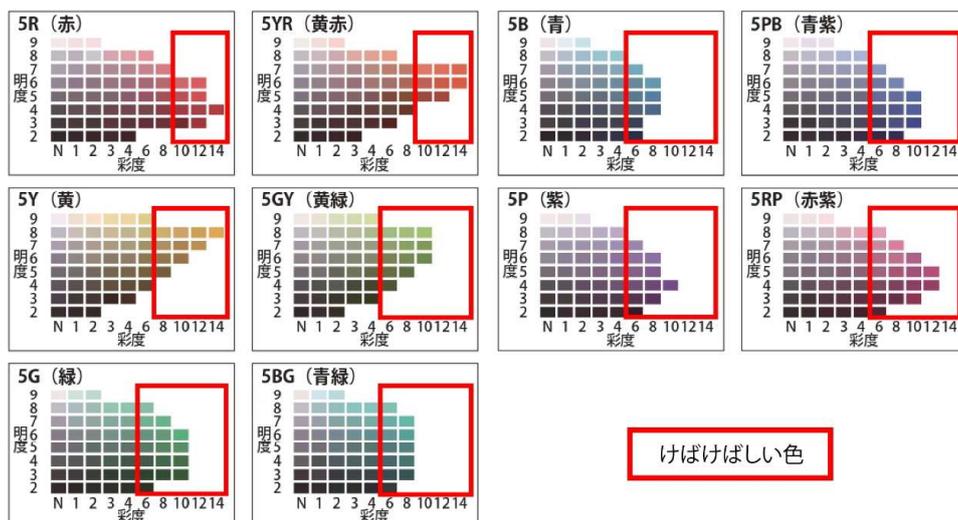
■ 建築物及び工作物

種類 行為	景観形成基準	勧告・協議基準及び命令基準
位置 配置 規模	<p>(1) 地域の特性及び周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮し、街並み及び周辺景観との調和に配慮した位置・配置・規模とすること。</p> <p>(2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置・規模とすること。</p>	<p>< 勧告・協議基準 ></p> <p>(1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。</p> <p>(2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。</p> <p>(3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。</p>

(2) 一般区域 / 3) 景観形成基準

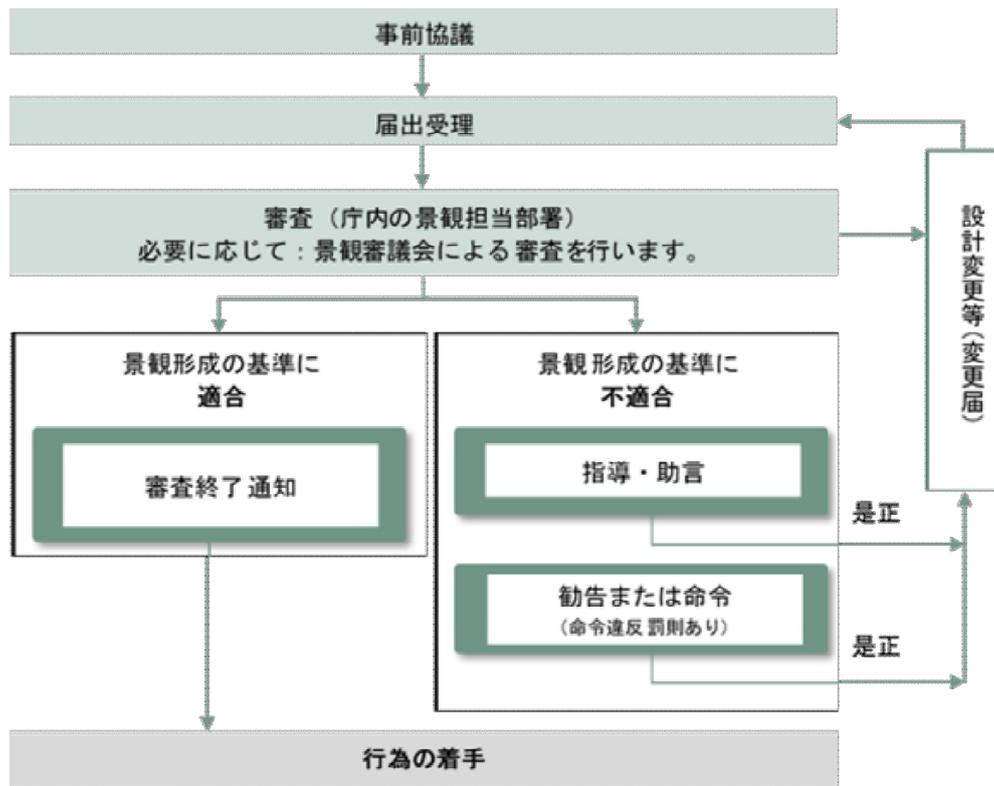
【けばけばしい色の範囲】

- R（赤）、YR（黄赤）系の色相：彩度8を超えるもの
- Y（黄）系の色相：彩度6を超えるもの
- 上記以外の色相：彩度4を超えるもの



けばけばしい色

2. (3) 景観重点区域 / 1) 届出フロー



(3) 景観重点区域 / 2) 届出対象行為

以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前の届出の対象として定めています。

■建築物

届出対象行為	規模
(1)新築又は移転	延べ面積10平方メートル
(2)増築又は改築	延べ面積10平方メートル
(3) 修繕等	面積10平方メートル

第5章 景観づくりのルール / 2 区域ごとの景観づくりの基準

(3) 景観重点区域 / 2) 届出対象行為

以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前の届出の対象として定めています。

■工作物

届出対象行為					
(1)次に掲げる工作物の新築又は移転	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ同表の右欄に定めるとおり				
ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（法第8条第2項第4号口に規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供するもの（次号において「特定公共施設等供用工作物」という。）を除く。）	<table border="1"> <tr> <td>アに掲げる工作物</td> <td>高さ1.5メートル</td> </tr> <tr> <td>イからオに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル</td> </tr> </table>	アに掲げる工作物	高さ1.5メートル	イからオに掲げる工作物	高さ5メートル
アに掲げる工作物	高さ1.5メートル				
イからオに掲げる工作物	高さ5メートル				
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。）					
ウ 風力発電設備					
エ 煙突その他これらに類する工作物					

第5章 景観づくりのルール / 2 区域ごとの景観づくりの基準

(3) 景観重点区域 / 2) 届出対象行為

以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前の届出の対象として定めています。

■工作物

届出対象行為							
(1)次に掲げる工作物の新築又は移転	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ同表の右欄に定めるとおり						
エ 煙突その他これらに類する工作物	<table border="1"> <tr> <td>イからオに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル</td> </tr> <tr> <td>カからサに掲げる工作物</td> <td>高さ5メートル 築造面積10平方メートル</td> </tr> <tr> <td>シに掲げる工作物</td> <td>事業の敷地面積 300平方メートル</td> </tr> </table>	イからオに掲げる工作物	高さ5メートル	カからサに掲げる工作物	高さ5メートル 築造面積10平方メートル	シに掲げる工作物	事業の敷地面積 300平方メートル
イからオに掲げる工作物		高さ5メートル					
カからサに掲げる工作物		高さ5メートル 築造面積10平方メートル					
シに掲げる工作物		事業の敷地面積 300平方メートル					
オ 物見塔その他これらに類する工作物							
カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物							
キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設							
ク 自動車用車庫の用に供する立体的な施設							
ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設							
コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設							
サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物							
シ 太陽電池発電設備							

第5章 景観づくりのルール / 2 区域ごとの景観づくりの基準

(3) 景観重点区域 / 2) 届出対象行為

以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前の届出の対象として定めています。

■工作物

届出対象行為	景観形成基準	
(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模	
	アに掲げる工作物	高さ1.5メートル
	イからオまでに掲げる工作物	高さ5メートル
	カからサまでに掲げる工作物	高さ5メートル 築造面積10平方メートル
	シに掲げる工作物	事業の敷地面積 300平方メートル
(3) 修繕等	当該立面の鉛直投影面積の2分の1	

第5章 景観づくりのルール / 2 区域ごとの景観づくりの基準

(3) 景観重点区域 / 2) 届出対象行為

以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前の届出の対象として定めています。

■開発行為

届出対象行為	規模
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	当該行為に係る土地面積300平方メートル、 当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さ1.5メートル

■その他条例第7条各号に掲げる行為

届出対象行為	規模
(1) 土地の開墾、土石の採取 鉋物の掘採、その他の土地の形質の変更	当該行為に係る土地面積300平方メートル 当該行為に伴い生ずる法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル
(2) 木竹の植栽又は伐採	高さ5メートル 伐採面積50平方メートル

第5章 景観づくりのルール / 2 区域ごとの景観づくりの基準

(3) 景観重点区域 / 2) 届出対象行為

以下の規模を超えるものの新築、増改築等の行為を行う場合を事前の届出の対象として定めています。

■その他条例第7条各号に掲げる行為

届出対象行為	規模
(3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積	堆積期間が90日 法面若しくは擁壁の高さ1.5メートル 土地面積50平方メートル
(4) 水面の埋立て又は干拓	法面若しくは擁壁の高1.5メートル 水面面積300平方メートル
(5) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の新築、改築又は増築	高さ10メートル

第5章 景観づくりのルール / 2 区域ごとの景観づくりの基準

(3) 景観重点区域 / 3) 景観形成基準

【景観づくりの考え方】

- 景観重点区域とその周辺の景観との調和を図ります。
- 視点場・眺望の保全、色彩・素材の誘導、緑化等を推進して、良好な景観づくりを図ります。

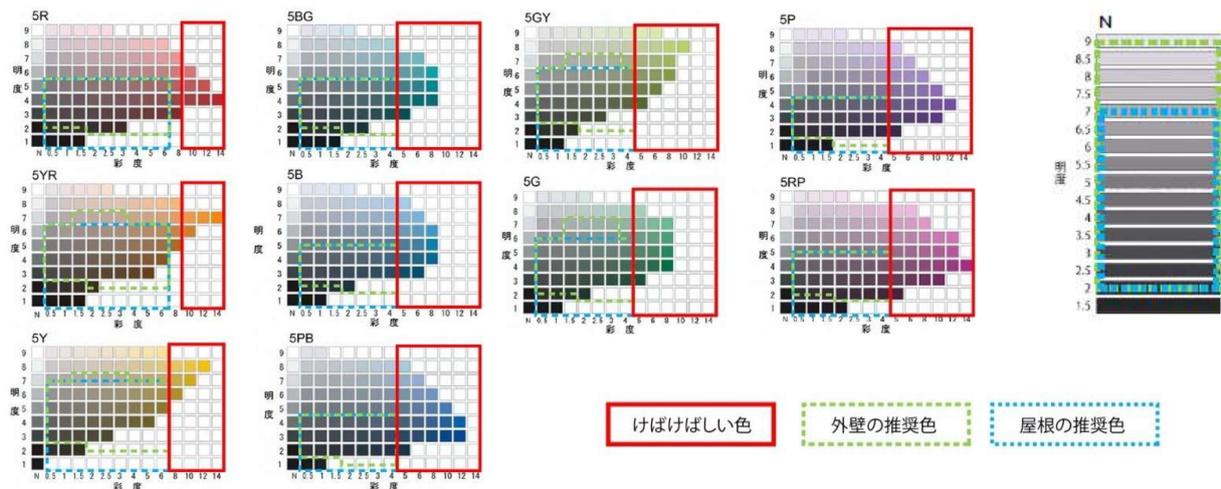
■ 建築物

種類 行為	景観形成基準
位置 配置 規模	(1) 周辺の景観と調和し、突出した印象を与えない位置、配置とするよう努めること。 (2) 視点場※から、その眺望を妨げない位置・配置・規模とするよう努めること。 (3) やむを得ず、視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないよう必要な措置を行うこと。
形態 意匠 又は 色彩等	(1) 周辺景観と調和し、突出した印象を与えない形態意匠とするよう努めること。 (2) けばけばしい色（千歳市景観計画において定めるけばけばしい色の範囲に該当する色彩をいう。以下同じ。）は用いず、周辺景観と調和した色彩とするよう努めること。 (3) 視点場から視認される場合は、周辺景観と調和し、突出した印象を与えないように、屋根及び外壁等の5分の4以上の面積に推奨色を用いるよう努めること。やむを得ずけばけばしい色を用いる場合は、建築物等本体のうち、いずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）の5分の1を超えないようにすること。

(2) 景観重点区域 / 3) 景観形成基準

【けばけばしい色の範囲】

- R (赤)、Y R (黄赤) 系の色相：彩度8を超えるもの
- Y (黄) 系の色相：彩度6を超えるもの
- 上記以外の色相：彩度4を超えるもの



第6章 景観づくりに関わる資源の指定方法や整備に関する事項

1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

景観形成基準・届出対象行為による景観の誘導に加えて、景観重要建造物の指定の方針の設定など、景観法に基づいた取組を推進し、千歳市の良好な景観づくりを図ります。

本項では、景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針を記載しています。

景観重要建造物の指定の方針

良好な景観の形成に重要な建造物（一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む）を「景観重要建造物」として、景観形成に必要不可欠な場合に景観法施行規則※で定められている基準に基づいて指定します。

景観重要樹木の指定の方針

良好な景観の形成に重要な樹木を「景観重要樹木」として、景観形成に必要不可欠な場合に景観法施行規則及び都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令※で定められている基準に基づいて指定します。

※景観法施行規則、都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

第7章 景観づくりの推進方策

1 千歳市の景観づくりを支える推進方策

(1) 基本的な考え方

千歳市が持っている特性を生かし、市民、事業者、市がみんなの力で、より楽しく快適なまちなみをつくりあげていくことで、本計画で掲げた景観づくりの基本理念・基本方針の実現につながります。

